

熊本県障がい福祉計画（第 4 期）の策定について

1 計画の趣旨

- ・ 障害者総合支援法第 8 9 条に基づき、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制を計画的に確保することを目的として、厚生労働省が定める基本指針に即して、市町村及び都道府県が策定。
- ・ 熊本県障がい福祉計画（第 4 期）は、障害者基本法に基づき、障がい者のための施策に関する基本的な計画として策定する熊本県障がい者計画（第 5 期）のうち、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画としての位置付け。

2 熊本県障がい福祉計画（第 4 期）（案）

（1）計画期間

平成 2 7 年度～平成 2 9 年度

（2）基本的理念

- ・ 障がい者及び障がい児（以下、「障がい者等」という。）の自己決定と自己選択の尊重
- ・ 障がい者等が身近な地域で必要とするサービスの確保
- ・ 障がい者等の生活を地域全体で支え合う体制づくり

（3）成果目標

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、平成 2 9 年度を目標年度とする成果目標を設定。

- ① 福祉施設入所者の地域生活への移行
 - ・ 地域生活移行者の増加、施設入所者の削減
- ② 入院中の精神障がい者の地域生活への移行
 - ・ 入院後 3 か月時点の退院率の上昇
 - ・ 入院後 1 年時点の退院率の上昇
 - ・ 在院期間 1 年以上の長期在院者数の減少
- ③ 地域生活支援拠点等の整備
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
 - ・ 福祉施設利用者の一般就労への移行者数の増加
 - ・ 就労移行支援事業の利用者数の増加
 - ・ 就労移行支援事業所の就労移行率の増加

（4）障害福祉サービス等の必要な量の見込み及び確保方策

平成 2 9 年度までの各年度における障害福祉サービス及び相談支援の種類ごとの必要な量の見込み等について、市町村障害福祉計画における数値を区域ごとに集計したものを基本として、県全域の必要な量の見込み等を定める。

- ・ 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）
- ・ 日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所）
- ・ 居住系サービス（共同生活援助、施設入所支援）
- ・ 相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）
- ・ 障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、）
- ・ 障害児入所支援（福祉型障害児入所支援、医療型障害児入所支援）
- ・ 障害児相談支援

（５）障害福祉サービス等の従事者の確保及び資質の向上並びにサービスの質の向上

障害福祉サービスを担う人材の確保や資質の向上のための取組みを推進。

（６）地域生活支援事業の実施

障がい者等の自立した地域生活を支援するため、市町村が実施する地域生活支援事業に加えて、県では、専門性の高い相談支援事業や市町村域を越えて広域的な支援が必要な事業等を実施。

３ 計画策定のスケジュール

平成26年	8月	第4期障害福祉計画に係る市町村策定担当会議
	11月	熊本県障害者施策推進審議会からの意見聴取
	12月	市町村ヒアリング
平成27年	1月	熊本県障害者自立支援協議会からの意見聴取
	1月～2月	県政パブリックコメント
	2月	熊本県障害者施策推進審議会からの意見聴取
	3月	市町村障害福祉計画における成果目標、障害福祉サービス等の見込量取りまとめ
		熊本県障がい福祉計画（第4期）策定